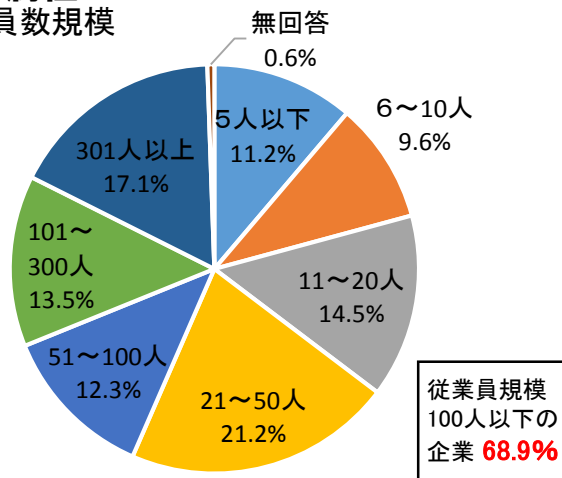


① 調査概要

調査目的: 東京都の実施している制度の認知度や、会員企業の現状を把握するために実施
 調査期間: 2018年1月19日(金)~2月9日(金)
 調査方法: FAX、メール、事務局訪問による配付 FAX、メール、インターネットによる回収
 調査対象: 東京商工会議所 会員企業 10,380社
 回答数: 909社(回答率: 8.8%)

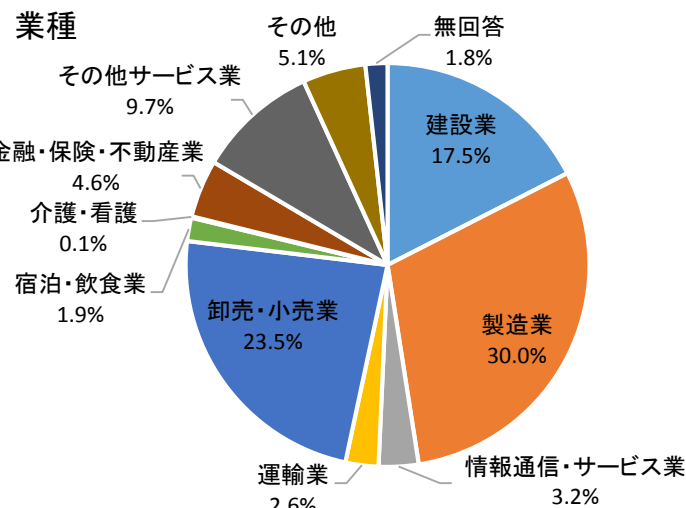
② 回答者の属性

常用従業員数規模



| 常用従業員数 | 5人以下 | 6~10人 | 11~20人 | 21~50人 |
|--------|-------|-------|--------|--------|
| 回答割合 | 11.2% | 9.6% | 14.5% | 21.2% |
| 回答数 | 102 | 87 | 132 | 193 |

| 常用従業員数 | 51~100人 | 101~300人 | 301人以上 | 無回答 | 計 |
|--------|---------|----------|--------|------|--------|
| 回答割合 | 12.3% | 13.5% | 17.1% | 0.6% | 100.0% |
| 回答数 | 112 | 123 | 155 | 5 | 909 |



| 業種 | 建設業 | 製造業 | 情報通信・サービス業 | 運輸業 | 卸売・小売業 | 宿泊・飲食業 |
|------|-------|-------|------------|------|--------|--------|
| 回答割合 | 17.5% | 30.0% | 3.2% | 2.6% | 23.5% | 1.9% |
| 回答数 | 159 | 273 | 29 | 24 | 214 | 17 |

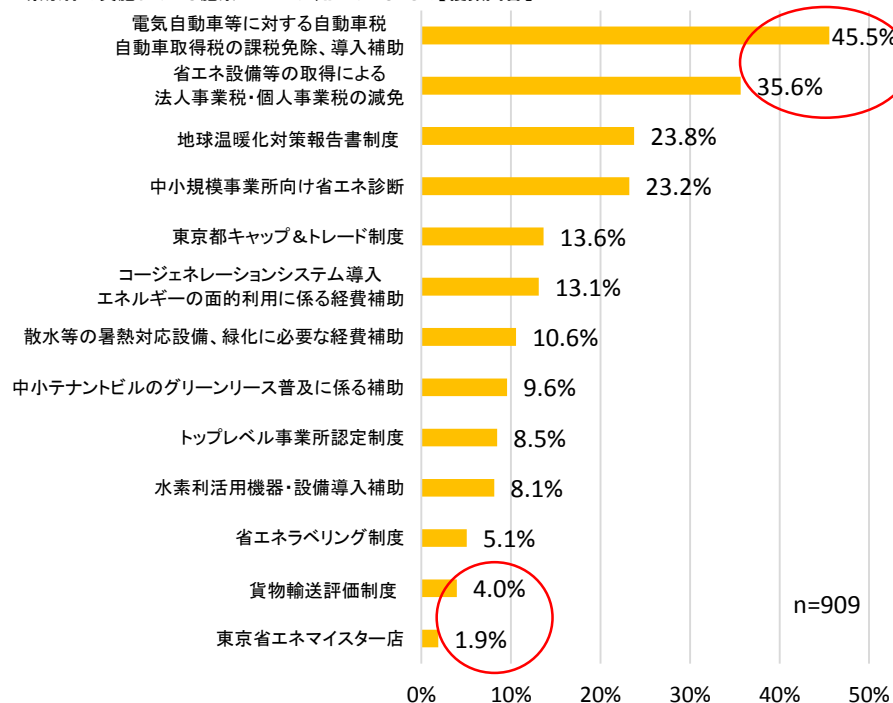
| 業種 | 介護・看護 | 金融・保険・不動産業 | その他サービス業 | その他 | 無回答 | 計 |
|------|-------|------------|----------|------|------|--------|
| 回答割合 | 0.1% | 4.6% | 9.7% | 5.1% | 1.8% | 100.0% |
| 回答数 | 1 | 42 | 88 | 46 | 16 | 909 |

③ 調査結果(抜粋) 『東京都の諸施策に対する企業の考え』

(1) 東京都の実施している施策について「知っている」もの【複数回答】

・「電気自動車等に対する自動車税・自動車取得税の課税免除、導入補助」は45.5%、「省エネ設備等の取得による法人事業税・個人事業税の減免」は35.6%の企業が知っている。
 ・一方で「貨物輸送評価制度」、「東京省エネマイスター店」の認知度は5%以下。
 ⇒ 税の免除や導入補助の認知度が高く、支援策の普及にあたっては、メリットを実感できる措置を組み込むと、浸透しやすい。

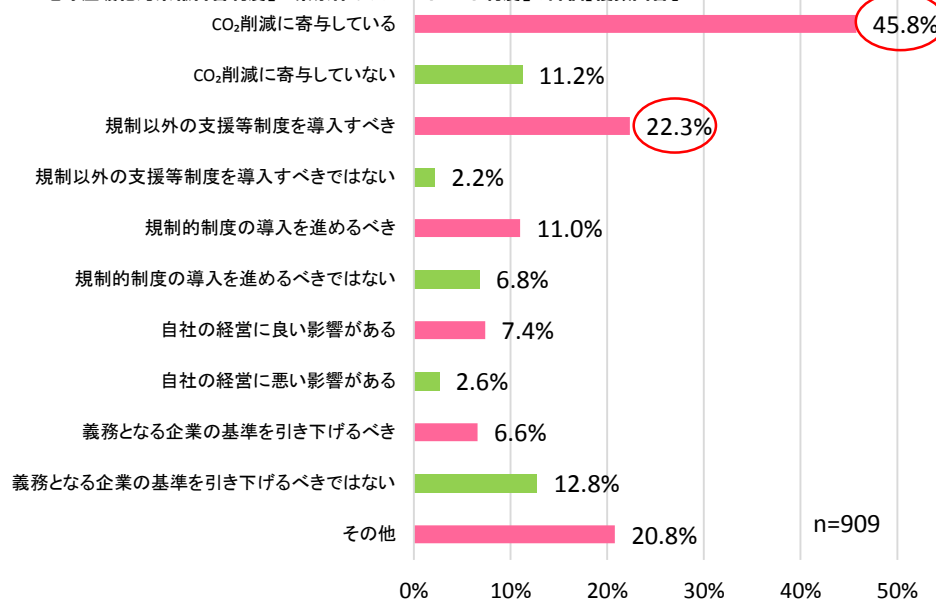
●東京都の実施している施策について「知っている」もの【複数回答】



(2) 「地球温暖化対策報告書制度」、「東京都キャップ&トレード制度」の評価【複数回答】

・45.8%が「CO₂削減に寄与している」と回答。「規制以外の支援等制度を導入すべき」が22.3%と続いた。
 ・また、制度対象事業者へヒアリングを行う中で、アンケート結果と同様にCO₂削減効果を認めるものの、業務負担が増大しており、改善を求める声があった。
 ⇒ 総量削減の推進にあたっては、目標設定と合わせて支援制度や手続き負担軽減策を導入すべき。(電子申請の一層の推進、テナント情報取得の簡便化、優良企業への手続き優遇)

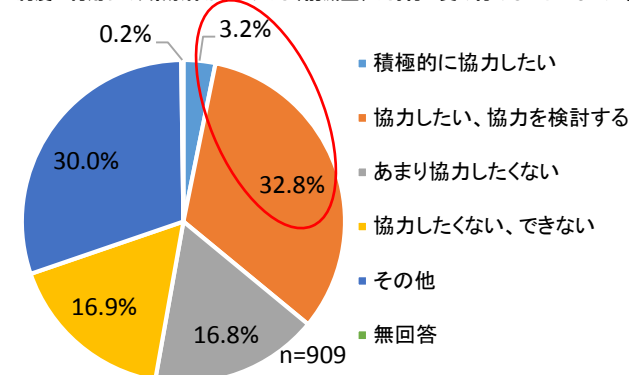
●「地球温暖化対策報告書制度」、「東京都キャップ&トレード制度」の評価【複数回答】



(3) オリンピック・パラリンピック開催期間中にCO₂排出量ゼロを目指して、キャップ&トレード制度を利用して、東京都がクレジット(削減量)の寄付を受け付けることになった場合、どうするか

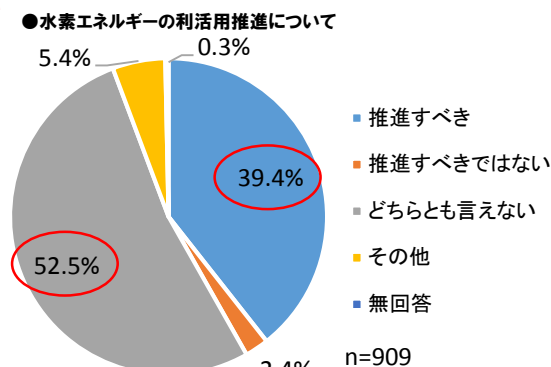
・「協力をしたい・協力を検討する」という前向きな企業は36%にのぼる。しかし、協力方法がわからない等の声を含めた「その他」の回答も約30%あり、制度への理解の低さが課題である。
 ・また、制度対象者からの回答では、寄付に対して自社の貢献度をアピールできるようにしてほしいとの希望があった。
 ⇒ 中小企業に対しては、寄付を前提としたわかりやすい指導・助成(例えば、中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトの再展開)が有効と考える。
 ・また、寄付を行ったことを示すロゴの使用等のインセンティブも有効ではないか。

●オリンピック・パラリンピック開催期間中にCO₂排出量ゼロを目指して、キャップ&トレード制度を利用して、東京都がクレジット(削減量)の寄付を受け付けることになった場合、どうするか

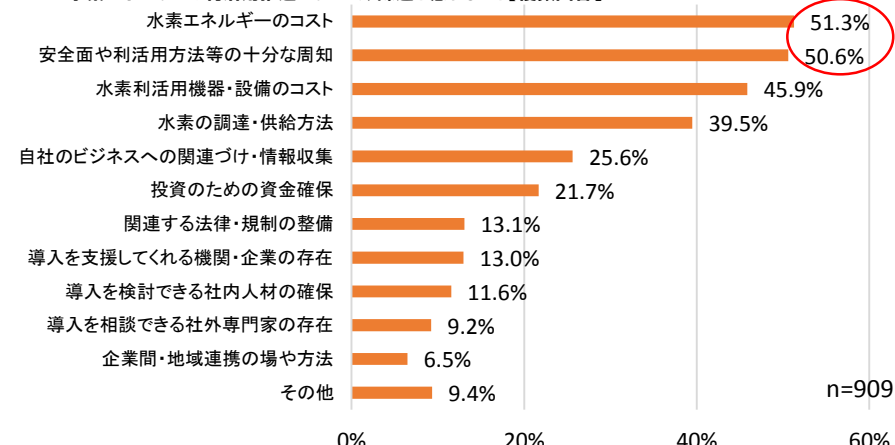


(4) 水素エネルギーの利活用推進について

アンケートでは、39.4%の企業が「推進すべき」と回答。一方で「どちらとも言えない」という回答が52.5%以上にのぼった。
 ⇒ 水素エネルギーに関するコスト(水素エネルギーの製造・輸送、導入設備等)の低減に加え、安全面や利活用方法等の十分な周知が必要である。



●水素エネルギーの利活用推進において、課題と感ずること【複数回答】



④調査結果(抜粋) 『企業におけるエネルギー使用量・CO₂排出量の把握状況と、省エネ等の取組状況』

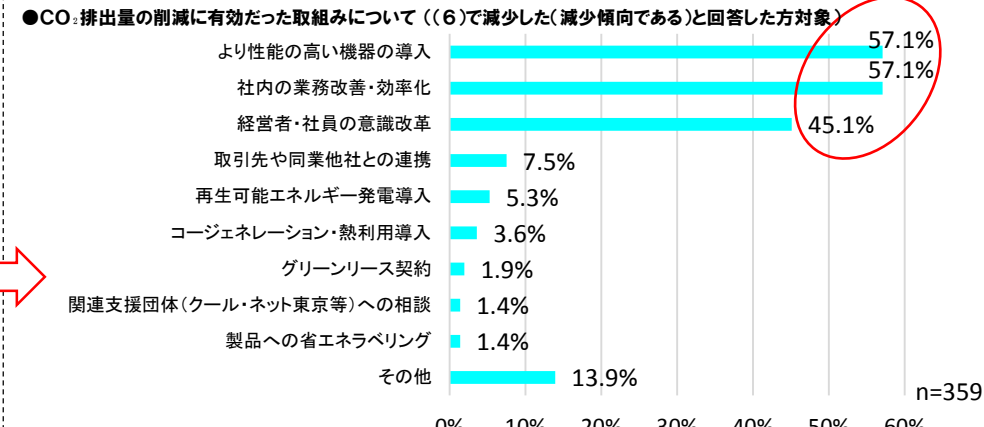
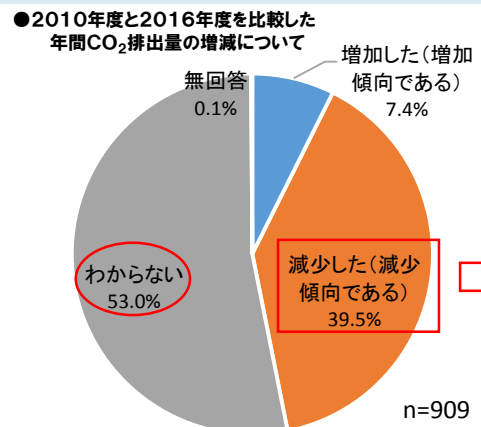
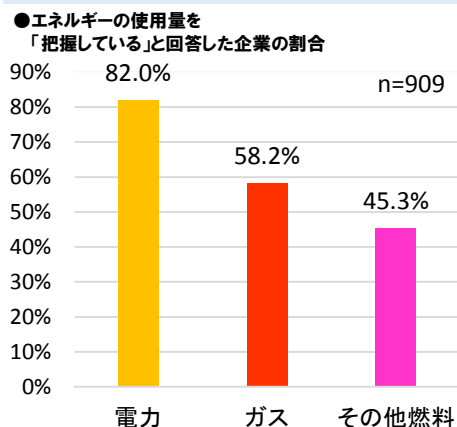
(5) エネルギー使用量を「把握している」と回答した企業の割合

(6) 2010年度と2016年度を比較した年間CO₂排出量の増減について

(7) CO₂排出量の削減に有効だった取組みについて ((6)で減少した(減少傾向である)と回答した方対象)

・左図の通り、エネルギー使用量の把握は多くの企業で進んでいる(電気82.0%、ガス58.2%、その他燃料45.3%が把握)。
・しかしながら、CO₂排出量の増減について聞いたところ(右円グラフ)、「わからない」(把握ができていない)という企業が53.0%あった。
⇒環境家計簿(クールネット・東京)やCO₂チェックシート(会議所)の普及促進等を通じて、まず排出量を「見える化」し、CO₂削減の体感的な理解を図るべき。

CO₂排出量削減に有効な取組みを聞いたところ、「より性能の高い機器の導入」57.1%、「社内の業務改善・効率化」57.1%、「経営者・社員の意識改革」45.1%の3点が大きな割合を占めた。
⇒高効率機器の導入や業務改善・効率化はCO₂排出量削減に大きく寄与するため、費用対効果の高い支援ポイントである。一方で、事業者間連携や再生可能エネルギー発電の導入の有効性は認められ始めてはいるが、更なる飛躍促進策と丁寧な説明が必要である。

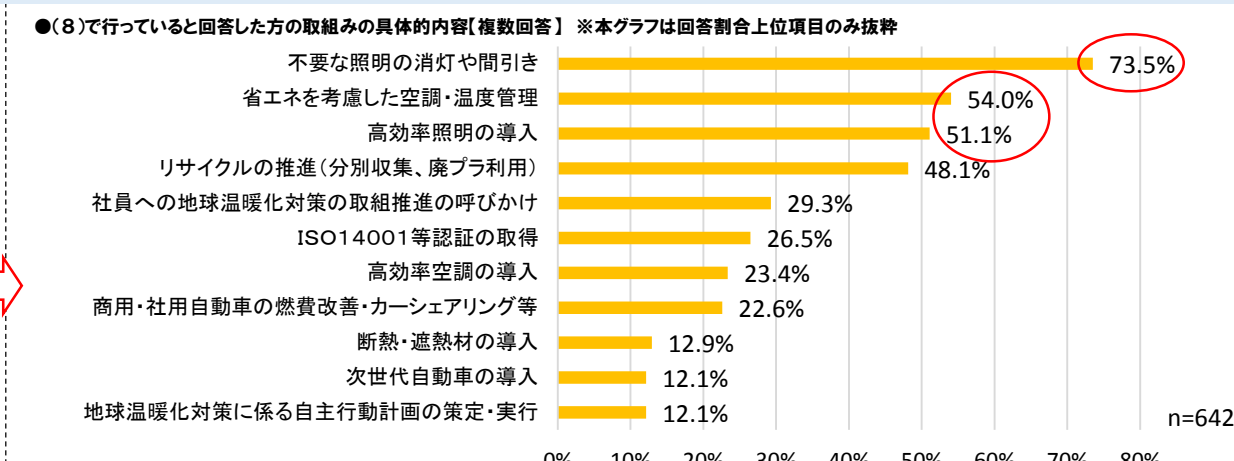
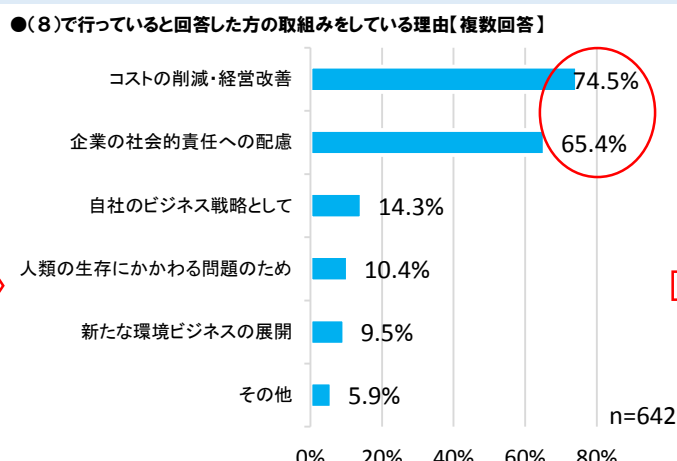
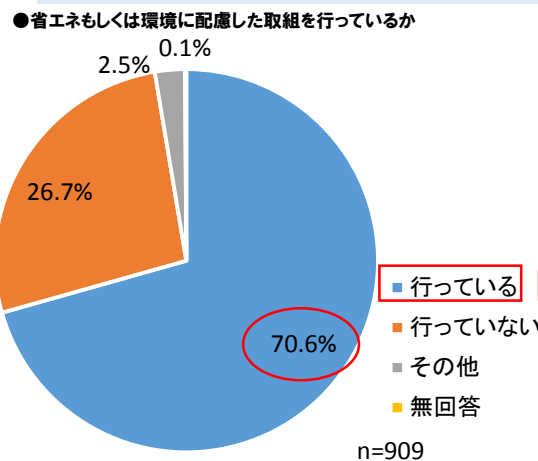


(8) 環境に配慮した取組みについて

(9) 取組みの理由として該当するもの ((8)で行っているとは回答した方対象)

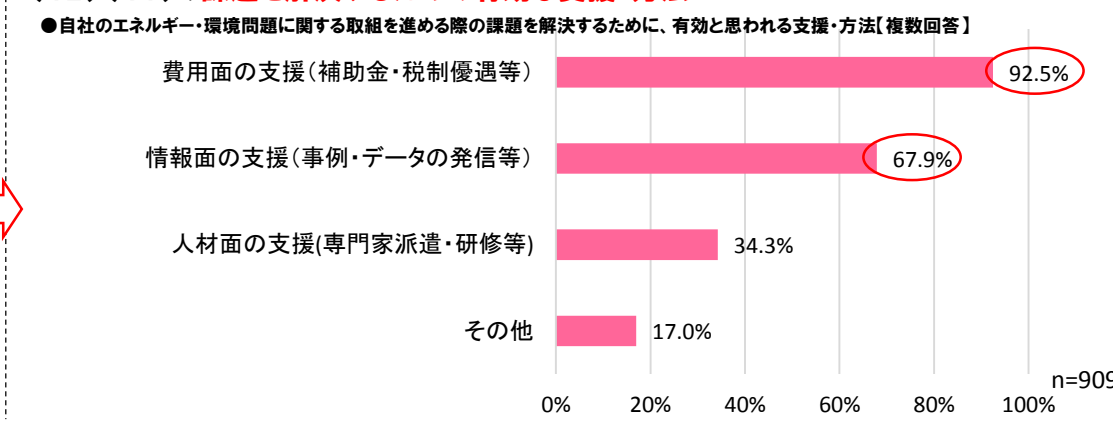
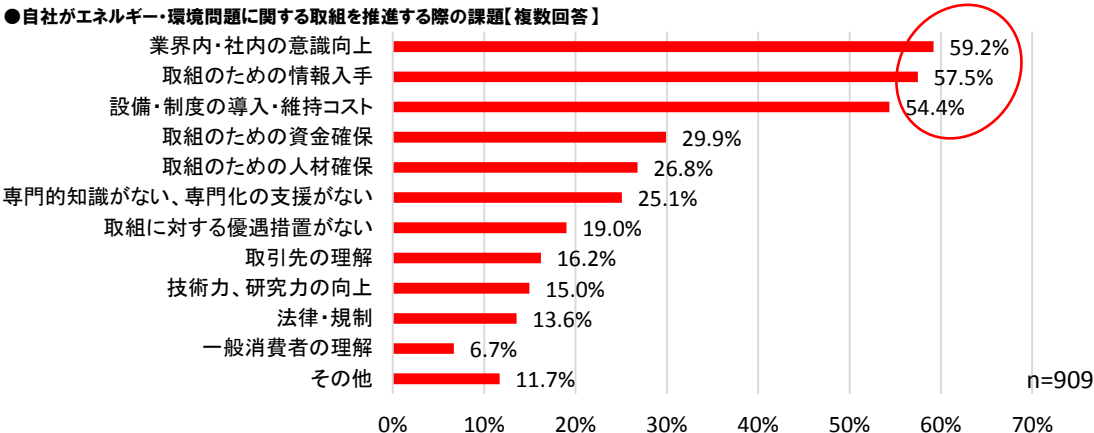
(10) 取組みの具体的内容 ((8)で行っているとは回答した方対象)

・70.6%の企業が何らかの取組みを行っている。動機は「コストの削減・経営改善」74.5%、「企業の社会的責任への配慮」65.4%。取組みの内容は、「不要な照明の消灯や間引き」73.5%、「省エネを考慮した空調・温度管理」54.0%、「高効率照明の導入」51.1%が多かった。
・一方、課題としては多くの企業が「業界内・社内の意識向上」59.2%、「取組のための情報入手」57.5%、「設備・制度の導入・維持コスト」54.4%を挙げた。
⇒多くの中小企業で、人の手で工夫できるスモールスタートの取組みが行われている。更なる推進のためには、現在の取組みからさらに踏み出すための情報発信と設備コスト負担感の軽減が有効と思われる。



(11) エネルギー・環境問題に関する取組みを推進する際の課題【複数回答】

(12) (11)の課題を解決するための有効な支援・方法



①地球温暖化対策報告書制度

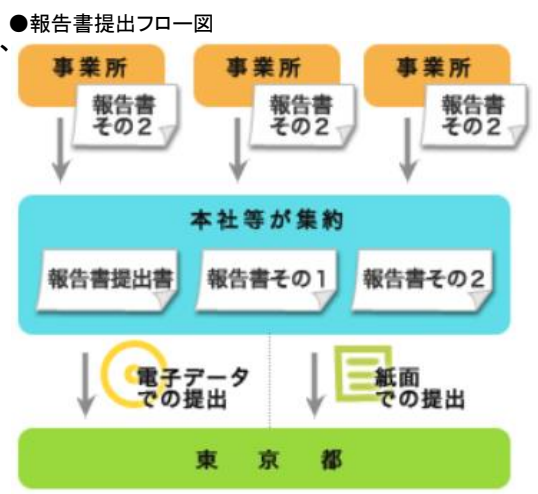
対象: ①義務提出...同一事業者が都内に設置している事業所等(1事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が30kL以上1,500kL未満)の前年度エネルギー使用量の合計が年間3,000kL以上になる場合

②任意提出...エネルギー使用量1,500kL以下の中小事業所すべて

●義務提出・任意提出の区分け



内容: 各事業所等ごとに、エネルギー使用量を把握し、事業者単位でとりまとめをし、東京都へ、電子データもしくは紙面にて提出する



実績等: 27年度実績で2,147事業者(義務287・任意1,860)、34,329事業所(義務22,940・任意11,389)が提出。報告書は都のホームページに公表される。

○ご参考 東京都のCO2排出量の内訳と部門ごとの施策概要

大規模事業所への「総量削減義務」の実施

- 総量削減義務と排出量取引制度
- 地球温暖化対策報告書制度
- 中小テナントビルの省エネ改修支援

中小規模事業所の省エネを促進

- 既存住宅の断熱性能の向上、太陽光発電・太陽熱利用の促進
- 家庭用燃料電池の普及促進 など

家庭の節電・省エネを進める

- 燃料電池車、電気自動車など次世代自動車の普及促進
- 交通・輸送における省エネルギー対策の推進 など

自動車部門のCO2削減

- 新築建築物の環境性能の評価と公表
- マンション環境性能表示
- 大規模都市開発での省エネ性能の条件化、地域でのエネルギーの有効利用 など

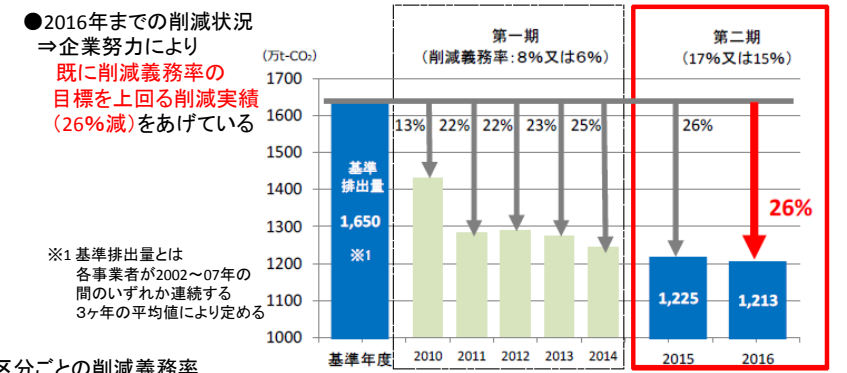
環境都市づくり制度の導入・強化

②東京都 キャップ&トレード制度(総量削減義務と排出量取引制度)

対象: 大規模事業所(前年度の原油換算エネルギー使用量が年間1,500kL以上の事業所=約1,200事業所) ※財政基盤に配慮し、中小企業が1/2以上所有する事業所を除く

※未達成企業は「措置命令(義務削減量の130%)を課される」ほか、措置命令をさらに達成できないと罰金・社名公表が行われる可能性がある

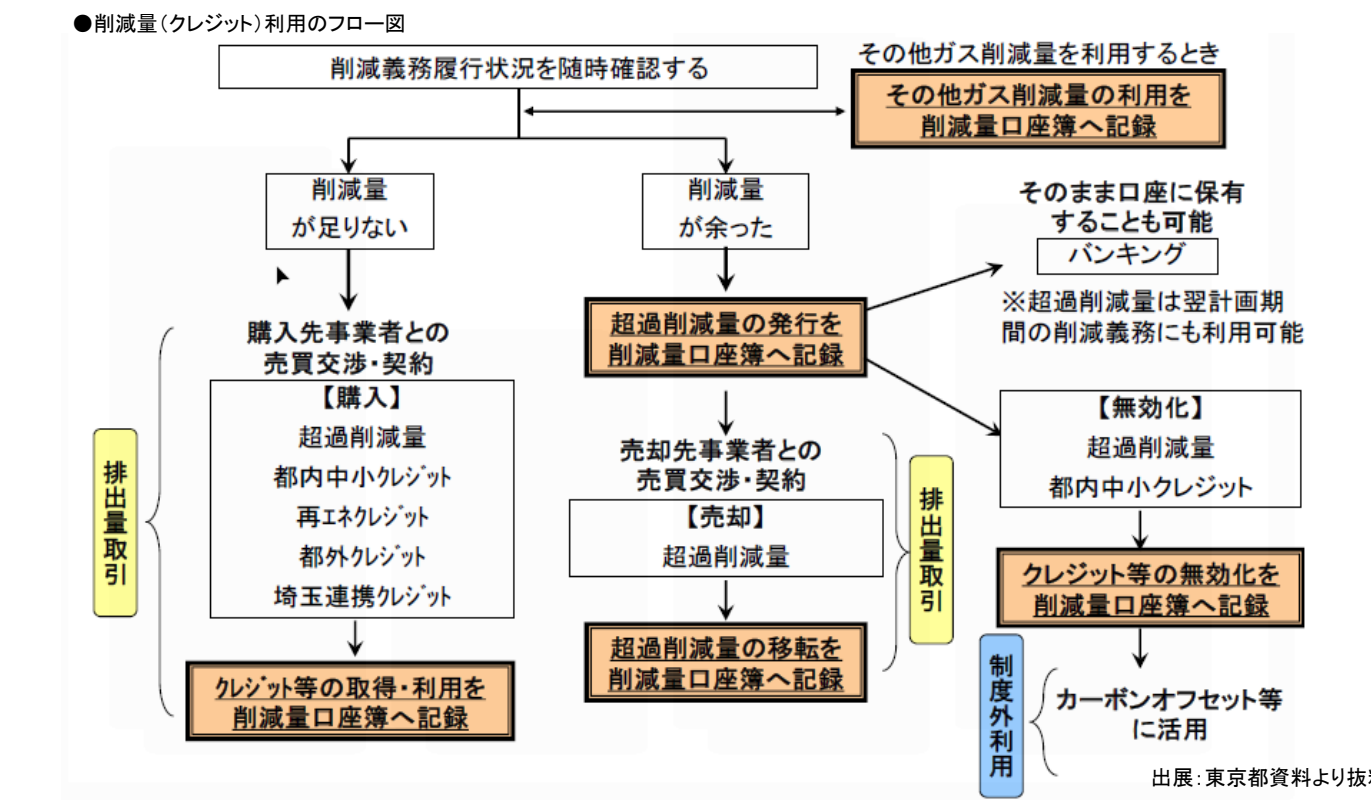
内容: 大規模事業所には、総量削減義務(区分により削減義務率は異なる)が課せられ、各事業所は基準排出量を設定し、2019年度までの2期を通じて自主努力またはキャップ&トレードにより削減義務率目標達成を目指す ※2019年度より第3期がスタート予定であり、現在検討が行われている



| 区分 | 削減義務率 | |
|-----|--------|--------|
| | 第1計画期間 | 第2計画期間 |
| I-1 | 8% | 17% |
| I-2 | 6% | 15% |
| II | 6% | 15% |

※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等
 ※2 事業所の全エネルギー使用量に占める他人から供給された熱に係るエネルギーの割合が20%以上(特定地球温暖化対策事業所に指定された後に、熱源機器の増減等により使用割合が変更される場合は、当該年度の地球温暖化対策計画書に「他人から供給を受けた熱の使用割合変更に関する報告書」を添えてご提出ください。)
 ※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

★各事業所の削減量(クレジット)の取り扱いについて 事業所は自社の削減量の状況に応じて、①バンキング(次期に限り、削減量を持ち越す)、②売買交渉等の利用ができる。



※ 2015年度速報値より部門別割合を算出

※本資料の内容は、2018年5月現在の情報に基づいて掲載しております。2018年度の施策については、今後、掲載内容から変更・改廃となる可能性がございます。ご注意ください。

| 支援施策名 | 対象 | 主な要件・概要等 | 助成額等 | 募集期間等 | お問い合わせ先 |
|--|--|---|--|---|---|
| 電気自動車等に対する自動車税・自動車取得税課税免除 | 個人・法人 | 2020年度までに新規新車登録をした燃料電池自動車(水素燃料)、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車であること | ①登録をした年度または翌年度から 5年度分の自動車税を全額免除 ②期間中の当該 自動車取得税を全額免除 | 2009年4月1日から2021年3月31日に取得 | 東京都主税局課税部 計画課自動車税班 03-5388-2954 |
| 省エネ設備等の取得による法人事業税・個人事業税の減免 | 都内中小企業(資本金1億円以下の法人、個人事業者) | ①地球温暖化対策報告書を提出している ②取得設備は環境局が導入推奨機器として指定する省エネ・再エネ設備であること | 設備の取得価額(上限2,000万円)の1/2を事業税額から減免 。ただし、事業税額の1/2を限度 | 2010年3月31日から2021年3月30日までの間に終了する各事業年度 | 東京都主税局課税部 法人課税指導課 法人事業税班 03-5388-2963 |
| 中小規模事業所向け省エネ診断(無料診断) | 都内中小規模事業所 | ①前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満であること ②過去3年以内に診断を受けていないこと | 専門家が事業所を訪問し 省エネのアドバイスをするほか、報告書によるフィードバック を受け、改善相談ができる | 2018年度は2019年2月28日まで受付 | クール・ネット東京 省エネ推進チーム 03-5990-5087 |
| コージェネレーション(電力と熱を両方生産する)システム導入、エネルギーの面的利用に係る経費補助 | コージェネレーションシステム(CGS)、熱電融通インフラを設置する民間事業者 | ①CGSは天然ガスを主原料とすること ②発電出力は50kW以上で高効率であること等 | 設置に要する経費の1/4~1/2以内 (対象設備による)、上限1~4億円(対象設備による) | 2018年度は5月29日から7月31日まで | クール・ネット東京 スマートエネルギー都市推進担当 03-5990-5085 |
| 暑熱対応設備の設置経費補助 | 個人・法人 | ①人が自由に出入りできる場所であること ②暑熱環境を緩和する効果を有する暑熱対応設備であること等 | 設備の設置に要する経費の1/2 、上限500万円 | 2018年度は申請のうえ2019年3月15日までに設置工事を完了しなければならない | 東京都環境局 地球環境エネルギー一部 環境都市づくり課 03-5388-3566 |
| 緑化に必要な経費の補助 | 法人 | ①人が自由に立ち入りでき、新たに100㎡以上の緑化を行うこと ②全体の1/3以上の植栽を行うこと | 緑化に必要な経費の1/2 、上限1,000万円、植栽後にモニタリングを実施する場合は対象経費の3/5、上限1,200万円 | 2018年度は申請のうえ2019年3月15日までに緑化完了しなければならない | 東京都環境局 自然環境部緑環境課 03-5388-3455 |
| 中小テナントビルにおけるグリーンリース(※)普及に係る補助 | 都内中小テナントビルを所有する中小企業 | ①グリーンリース契約の締結・改修実施 ②地球温暖化報告書を提出していること等 | 契約のための調査費用の1/2 、上限100万円、 設備改修費用の1/2 、上限4,250万円(調査費含む) | 2018年度は4月23日から7月31日まで | クールネット・東京 事業支援チーム 03-5990-5089 |
| 水素利活用機器・設備導入補助 | 民間事業者 | 都内建築物において、水素利活用設備のうち、少なくとも業務・産業用燃料電池又は純水素型燃料電池を設置すること等 | 設計・設備・工事等諸経費の2/3以内 、熱電融通インフラは経費の1/2以内、上限額は対象設備ごとに設定(1,600万円~3億円3,300万円) | 2018年度は4月2日から2019年3月29日まで(2021年12月28日までに実績報告ができること) | クール・ネット東京 スマートエネルギー都市推進担当 03-5990-5085 |

※グリーンリース・・・ビルオーナーとテナントが省エネなどの環境負荷の低減や執務環境の改善について契約や覚書等によって自主的に取り決め、取り決め内容を実践すること

| 認定名 | 対象 | 制度概要等 | お問い合わせ先 |
|-------------------------------------|--|---|---|
| トップレベル事業所(優良特定地球温暖化対策事業所)の認定 | 大規模事業所(エネルギー使用量が、原油換算で年間1,500 kL以上の事業所) | 事業所が登録検証機関に審査を依頼し、認定基準適合を確認したうえで申請する。認定されると、①削減義務率の減少(3/4~1/2)と②認定証の発行・ロゴマークの使用が可能となる(2017年度はトップレベル5社、準トップレベル5社を認定) | 東京都環境局 地球環境エネルギー一部 総量削減課 03-5388-3530 |
| 省エネラベリング制度 | エアコン・冷蔵庫・テレビを各5台以上陳列販売する事業者に表示を義務化(5台以下は表示が望ましい) | ※都が平成14年にスタートし、現在は全国統一の仕組み 対象小売事業者は、自らラベルを作成し、消費者に対して表示する | 東京都環境局 地球環境エネルギー一部 地域エネルギー課 03-5388-3533 |
| 貨物輸送評価制度 | 都内に貨物を運送する貨物自動車運送事業者(緑、黒ナンバー事業者) | 貨物運送事業者を実走行燃費で評価する。事業者は燃費管理記録等を提出し、東京都が5段階で評価。結果を公表する。認定を受けるとロゴマークの使用が可能(2017年度は281社) | 東京都環境局 環境改善部 自動車環境課 03-5388-3462 |
| 東京省エネマイスター店 | 中小規模地域家電店 | 家電店が都が指定する講習を受講し、申請する。加盟店は省エネ情報の発信等普及啓発活動に資する、東京都と連携したキャンペーンの展開を行う。(2017年度は家電の無料点検を展開)ロゴマークの使用が可能となる。 | クール・ネット東京 普及推進チーム 03-5990-5065 |